

新規団体登録 申請方法

【申請要綱】

申請条件

- ・登録団体員が「埼玉県狭山市テニス協会会則」および理念を理解していること。
- ・狭山市在住・在勤者、所沢市・入間市・飯能市在住者が、団体員の1/3以上であること。
- ・団体員から1名を理事へ選出することを了承していること

手続き

- ・新規登録希望代表者は、以下内容を明記の上、事務局または理事長・理事へ連絡すること。
 - ① 団体名
 - ② 代表者氏名・住所・連絡先
 - ③ 団体員の人数
 - ④ 理事選出予定の氏名
- ・協会側にて申請内容を確認後、代表者へ連絡。
- ・所定の申請書（該当年の団体登録）に必要事項を記入し、登録費を合わせて理事会へ提出する。

提出方法は、代表者への連絡時に指示。
- ・協会受理を持って、登録完了とする。